

○八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会規則

平成24年3月12日

規則第6号

改正 平成25年8月23日規則第40号

平成28年3月31日規則第35号

令和2年5月22日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例（平成23年八王子市条例第24号。以下「条例」という。）第23条第8項の規定により、八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第23条第4項の規定による調整委員会の委員の委嘱は、次の基準によるものとする。

- (1) 弁護士 1人以内
- (2) 人権擁護委員 1人以内
- (3) 民生委員 1人以内
- (4) 学識経験者 1人以内
- (5) 医療関係団体を代表する者 1人以内
- (6) 教育関係機関を代表する者 1人以内
- (7) 商工会議所又は商工関係団体を代表する者 1人以内
- (8) 不動産関係団体を代表する者 1人以内
- (9) 条例第17条に規定する相談支援事業者を代表する者 3人以内
- (10) 障害者支援事業者を代表する者 1人以内
- (11) 障害者団体を代表する障害者 1人以内
- (12) 社会福祉法人八王子市社会福祉協議会を代表する者 1人以内
- (13) 八王子市保健所の職員 1人以内
- (14) 八王子市教育委員会の職員 1人以内
- (15) その他市長が必要と認める者 4人以内

(委員長)

第3条 調整委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、調整委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 調整委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 調整委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調整委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(諮問事項の答申)

第5条 条例第20条第1項に規定する諮問について、委員長は、文書をもって答申しなければならない。

(庶務)

第6条 調整委員会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営について必要な事項は、委員長が調整委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月23日規則第40号)

この規則は、平成25年8月26日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第35号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月22日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。